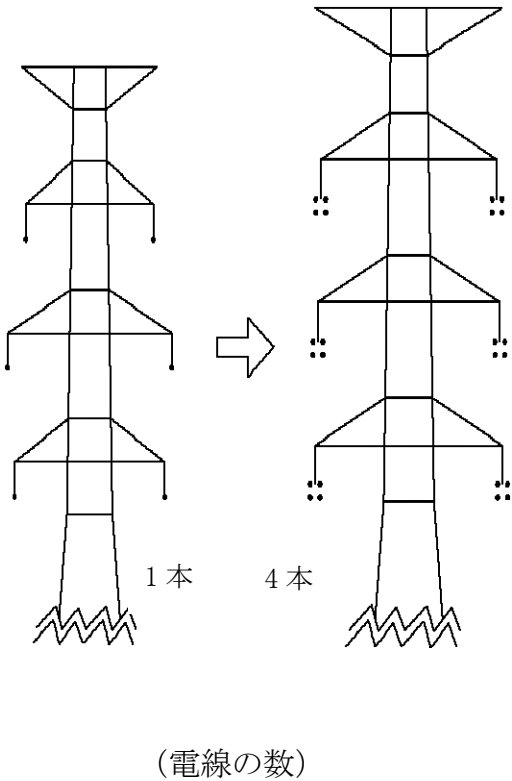


1 開発の概要

- (1) 背景
- 東日本大震災により大規模電源が被災し、東日本における電力供給不足が発生。
 - 50hz と 60hz の周波数変換設備等の関係上、西日本の供給余力を十分に活用できず、計画停電の実施や電力使用制限令が発令され、国民生活へ多大な影響を与えた。
 - 大規模電源の広域的な停止への対応として、国の認可機関である電力広域的運営推進機関は「東京中部間連系設備（FC）に係る広域系統整備計画」を策定。
 - 本整備計画は、東日本エリアと西日本エリア間の融通可能な電力量を早期に 210 万 kw から 300 万 kw に増強するもの。
 - 電力量の増強に伴い、送電設備等の建替が必要となる。
 - 本計画は、経済産業大臣より「重要送電設備等」の指定を受けて実施するものである（2019 年（令和元年）7 月指定）。

(2) 計画の概要

計画名	東京中部間連系設備に係る広域系統整備計画 （うち、佐久間東幹線*増強工事が富士山南麓地域を通過）	
実施主体	電源開発株式会社	
区間	佐久間発電所付近（浜松市天竜区佐久間町） ～ 東京電力パワーグリッド(株)新富士変電所（駿東郡小山町）	
延長	約 123km	
工期	2022 年度 着工予定、2027 年度末 竣工予定	
	(現状設備)	(建替設備)
電圧	27.5 万 V	同左
回線数	2 回線	同左
支持物	鉄塔	同左
電線の数	<u>1</u> 本	<u>4</u> 本
鉄塔数 (BZ 内)	41 基	39 基
備考	・ <u>既設送電線に沿ったルート</u> で送電線・鉄塔の建替を計画 ・ 先に <u>建替送電線を建設し、その後既設送電線を撤去</u> ・ <u>既設鉄塔よりも高さが増加</u> （現行の法規制（電気設備の技術基準）で建替えるため）	



2 景観配慮等の基本的な考え方（計画時）

- (1) 景観への配慮
- 建替ルートについては周辺環境に与える影響を考慮し、既設送電線に沿ったルートを基本に計画する。
（一部国有林野や霊園地においては、既存ルートに沿った建替ができないため迂回を要する）
 - 航空障害灯・昼間障害標識（赤白鉄塔）の回避を基本に計画する。鉄塔高を 60m 未満となるよう検討し、地形等によりやむを得ず 60m 以上となる場合は、免除となるよう航空局と協議を行う。
 - 富士山包括的保存管理に定めた定点観測地点からの景観モニタージュを踏まえ、影響確認（明度調整）を行う。
- (2) 自然環境等への配慮
- 静岡県自然環境保全条例に基づき、猛禽類や希少動植物の生息状況等の調査を実施し、調査結果を踏まえ必要な保全対策を講ずる。
 - 施工ヤード内に設置する諸設備やレイアウトの工夫による土地改変範囲の極小化、既存道路活用といった運搬路の工夫等による環境負荷低減を図る。
 - 生活環境への影響を考慮し、低騒音・低振動工法の採用、防音シート・防音塀の設置等の対策を実施し、工事期間中の騒音低減を図る。

*天竜川水系の発電所で発生した電気を首都圏に送るため昭和 31 年に建設された送電線

3 遺産への影響評価等

(1) 景観配慮等の確認

- 2019 年 3 月 5 日に静岡県(景観まちづくり課、富士山世界遺産課)、静岡県景観アドバイザー(景観専門有識者)、関係市町、事業者にて現地調査を実施し、広域的な対応方針として富士山世界文化遺産への景観配慮から緩衝地帯については明度低減処理(N4. 5)を行うことを確認。
- 航空障害灯・昼間障害標識(赤白鉄塔)の回避については、やむを得ず 60m 以上となる箇所について免除要件を満たしていることを事業者にて航空局と協議し確認。
- 定点観測地点 5 地点からの景観モニタージュの確認を経て、事業者にて景観法に基づく届出書を関係市町に提出。適合通知書(工事着手許可)を受領済。
- 自然環境については、事業者にて静岡県自然保護課と協議のうえ、調査計画を 5 月に提出し受理されている。

(2) 遺産への影響評価

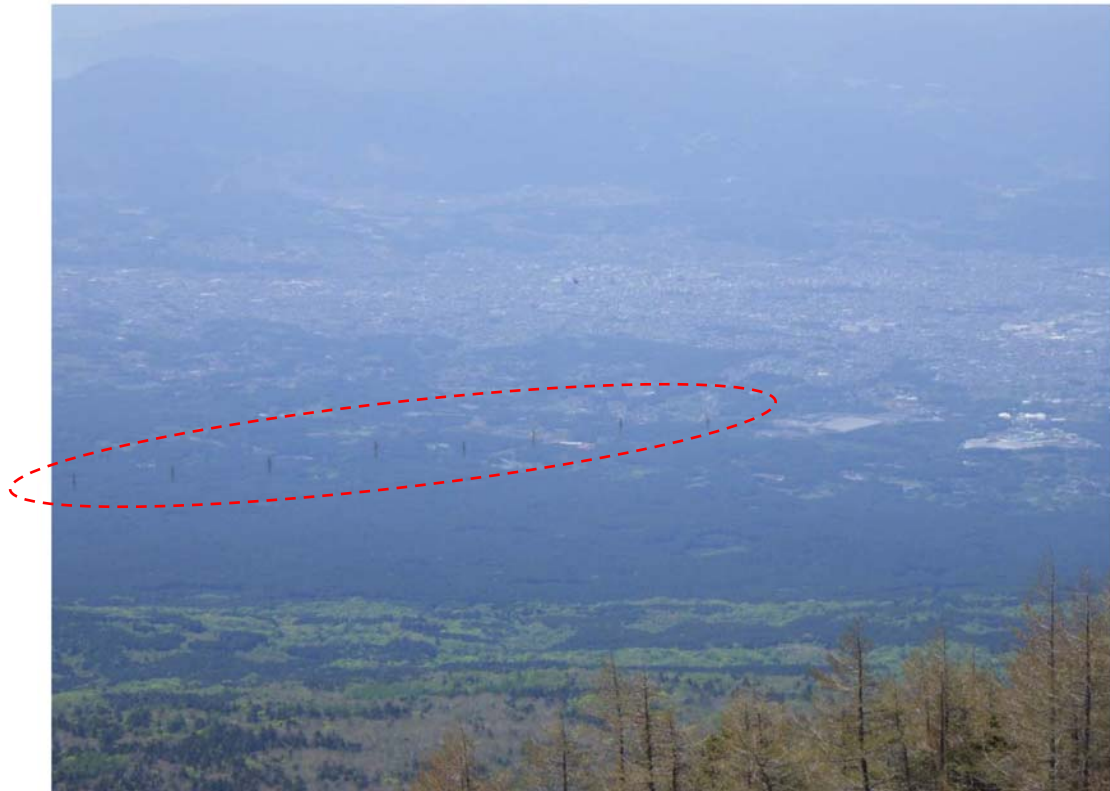
- 本件建替計画に伴う遺産への影響について以下の通り評価する。
- 緩衝地帯における計画であるため、開発行為による各構成資産への直接的な影響はない。
 - 富士山包括的保存管理計画において定めた定点観測地点からの展望及びその圍繞景観に対しても負の影響は認められない。

構成資産/展望地点	影響
本栖湖(中ノ倉峠)	富士山体の反対側であるため建替施設を視認できない
三保松原	遠方であるため建替施設を視認できず、展望景観に影響なし(景観モニタージュにて影響確認を実施)
その他構成資産	村山浅間神社及び富士浅間神社付近を建替施設が通るが、社叢や森林の裏手側であるため影響はない。 その他構成資産も視認不可もしくは遠方であるため影響はない。
その他の定点観測地点(34 地点)	34 地点のうち、富士山本宮浅間大社、富士宮口五合目、静岡県富士山こどもの国駐車場、富士山資料館東側の 4 地点については、建替施設が富士山方向の展望アングルであることから、景観モニタージュにて影響確認を実施。 上記以外の 30 地点については、富士山体の反対側であること(山梨県側)、展望アングルは建替施設方向ではないこと(静岡県側)から展望景観に影響なし。

- 事業実施主体は、景観・自然環境といった周辺環境に対して建替施設の位置・高さ・色彩等の検討を行い、関係する行政と調整した上で遺産への影響を最小限に抑えており、顕著な普遍的価値の属性「芸術の源泉」の観点から保護すべき富士山の荘厳な形姿や著名な芸術作品が描かれた地点及びその構図に対しても負の影響は確認又は予見されていない。

建替計画ルート図

※権利等の都合により削除

定点観測地点確認（観測方向に建替施設あり）							
＜建替前＞	富士山本宮浅間大社		【現 況】	＜建替後＞	富士山本宮浅間大社		【景观モニタージュ】
			平成30年10月1日 撮影				平成30年10月1日 撮影
＜建替前＞	富士宮口五合目		【現 況】	＜建替後＞	富士宮口五合目		【景观モニタージュ】
			平成30年5月15日 撮影				平成30年5月15日 撮影

定点観測地点確認（観測方向に建替施設あり）									
<建替前>	静岡県富士山こどもの国駐車場			【現 況】	<建替後>	静岡県富士山こどもの国駐車場			【景观モニタージュ】
									
				平成29年12月7日 撮影					平成29年12月7日 撮影
<建替前>	富士山資料館東側			【現 況】	<建替後>	富士山資料館東側			【景观モニタージュ】
									
				平成30年9月6日 撮影					平成30年9月6日 撮影

定点観測地点確認（観測方向に建替施設あり）

＜建替前＞
※遠方施設で
あるため視
認不可

三保松原

【現 況】



平成30年10月1日 撮影

＜建替後＞
※遠方施設で
あるため視
認不可

三保松原

【景観モニター】



平成30年10月1日 撮影

構成資産確認（資産付近に建替施設あり）

森林の合間か
ら極わずかに
視認可

村山浅間神社裏

【現 況】



平成29年11月9日 撮影

森林の裏側で
あるため視認
不可

富士浅間神社

【現 況】



平成30年9月6日 撮影